議論の枠組み

- 〇 前回制度延長時の意見具申(平成22年)を踏まえ、現在の公害防止対策事業の進捗状況及び公害防止対 策事業計画対象区域(以下「計画区域」という)内外の環境の状況等について議論。
 - ・今後の公害防止計画制度の在り方について(意見具申)(平成22年12月17日中央環境審議会) (前略)延長後の公害財特法に基づく財政上の特別措置が適切に実施されることにより、<u>現在予定されている公害の防止に関する事業の相当程度が終了するとともに、環境基準の達成率も向上することとなれば、その後については再延長しなくとも、国の通常の財政支援措置等による対応により、地方公共団体の実施する公害の防止に関する事業を円滑に推進できるような状況となることが期待される</u>ところであり、そのために国と地方公共団体が一体となった精力的な取組を行う必要がある。

<事業の進捗状況>

- 〇 主な事業は下水道事業であり(全体比98%)、 計画区域内の汚水処理人口普及率は97.1%とほぼ 整備された。(令和元年度末時点)
- 〇 また、全体としては計画されていた事業の9 割程度が執行見込み。(令和2年度末見込み)

く環境の状況>

- 水質汚濁対策:計画区域内外のCOD、全窒素・全機 の環境基準達成状況、濃度水準(それぞれの平均 値)がほぼ接近。(東京湾、大阪湾などを始め下水道 整備による有機物などの汚濁物質の削減が大幅に進んだ こと等による。)
- ダイオキシン、農用地汚染対策:全国的に改善傾向

公害財特法の今後の取扱い

- 現時点で計画区域内外において環境基準の達成状況等について大きな差がないなど、立法当初の目的が 果たされつつあり、特例措置を受けていない計画区域外の自治体とのバランス等も踏まえれば、今年度末 の期限をもって公害財特法は失効させ、通常の対応に移行する時期に来ていると考えられる。
- 一方で、環境基準の達成状況や濃度水準の観点からみて、事業の必要性がある地域も一部見られること から、法の失効後一定期間、制度の終了に伴う影響等に対する適切な配慮が必要であると考えられる。

中央環境審議会公害財特法の在り方検討小委員会について

設置の経緯

〇 公害財特法の在り方検討小委員会は、公害財特法が、同法附則において、「平成33年3月31日限り、その効力を失う」とされており、この附則の改正を行わない限り、令和2年度末で自動的に効力を失うにあたり、今後の公害財特法の在り方について審議をするため、令和2年9月29日に中央環境審議会総合政策部会の下に設置。

委員名簿

区分 氏名 現職名 ○委員長 大塚 直 早稲田大学法学部教授 浅野 直人 〇臨時委員 福岡大学名誉教授 〇臨時委員 川本 俊弘 中央労働災害防止協会労働 衛生調査分析センター所長 〇臨時委員 古米 弘明 東京大学大学院 工学系研究科教授 岡山県環境文化部長 〇専門委員 古南 篤子 〇専門委員 中村 由行 横浜国立大学大学院都市 イノベーション研究院教授

開催実績

○第1回 令和2年10月12日(月)14:00~16:00

議題:公害財特法について

○第2回 令和2年11月9日(月)14:00~16:00

議題:公害財特法の在り方について

○第3回 令和2年11月27日(金)10:00~12:00

議題:今後の公害財特法の在り方について

公害財特法(公害の防止に関する国の財政上の特別措置に関する法律)について

目的

〇公害の防止に関する施策の一層の推進を図るため、<u>地方</u> 公共団体が行なう公害防止対策事業に係る経費に対する 財政上の特別措置を講ずる

公害防止対策事業

- 〇公害防止計画(環境基本法17条)に基づいて実施する事業その他公害防止のための事業で、以下に掲げるもの。
 - ①下水道の設置または改築
 - ②公共用水域におけるしゅんせつ等
 - ③農用地における客土等
 - 4ダイオキシン類土壌汚染対策
- ○都道府県知事が公害防止計画の一部を構成する公害防止 対策事業計画につき、環境大臣の同意を得て事業を実施。 (個別事業の必要性が認められる場合、総務大臣の指定を 受けて事業を実施。)

改正経緯

昭和46年5月 制定

(総務省・環境省共管)

昭和56年3月 10年間延長改正

平成 3年3月 10年間延長改正

平成13年3月 10年間延長改正

平成23年3月 10年間延長改正(平成33年3月まで)

適用地域•事業

- ○令和2年10月1日現在、 公害防止対策事業実施地域は下図の通り。 (21地域・18都府県116市区町) また、総務大臣指定事業は7県で7事業。
- 〇事業区分別では下水道事業(199事業)、河川や港湾の しゅんせつ・覆土(26事業)が大半。他に農用地客土 が2事業、ダイオキシン類対策(土壌汚染防止・除去 等)は事業なし。



公害財特法の適用効果

適用効果

****	事業の細区分		国庫補助		平成31年度	元利償還金の 基準財政需要額への算入	
事業区分			通常の 補助負担率	特例 補助負担率	地方債充当率	通常算入率	特例算入率
	特定公共下水道		1/3	1/2	100%	44%	措置なし
下水道	都市下水路		4/10	1/2	90%	20%	
	公共下水道	終末処理場	55/100	-	100%	16~44% (公共下水道) 44% ※ 4 (流域下水道、 特定環 境保全公共下水道)	地方債元利償還金の 50%を基準財政需要額 に算入
		その他	1/2	-			
	流域下水道	終末処理場	2/3	-			
		その他	1/2	-			
※ 1 しゅんせつ ・導水等	河川		1/3	1/2	※3 90%	20%	
	港湾		0 ^{* 2} (1/2)				
	水産基盤		1/2				
※ 1 公害対策 土地改良	農業用施設 (かんがい 排水施設)	土壌汚染防止等	55/100	-	90%	20%	地方債元利償還金の 50%を基準財政需要額 に算入
		その他	55/100	-			
	農用地 (客土・排土 等)	汚染除去等	1/2	55/100			
		その他	1/2	1/2			
※ 1 ダイオキシン類 対策	土壌汚染防止・除去等		1/2	55/100	75%	Ο%	

^{※1} 公害防止対策事業計画策定地域以外の地域において実施される公害防止対策事業で総務大臣が主務大臣及び環境大臣と協議して指定した事業についても適用される。

^{※2} 港湾公害防止対策事業として行う場合は通常の補助はないため補助率は0。それ以外の事業として行う場合は補助率1/2。

^{※3} 河川、港湾等におけるしゅんせつ事業等は通常適債性がない。

^{※4} 合流式・分流式の別及び処理区域内人口密度別に16~44%を算入